

荒井町福祉推進委員会の研修会が実施される！

題:私の歩みの中での「福祉」 講師:渋谷秀樹氏

8月20日(水)18:30、荒井地域交流センターにおいて、今年度の研修会を実施しました。

福祉委員は、地域の中で、高齢者・障がい者(児)・子育て世代等で支援を必要とする本人や家族に対して、身近なよき相談相手になるとともに、民生児童委員や自治会等と協力して「福祉のまちづくり」を進めていく福祉活動の推進役です。令和7年3月末をもっての任期満了に伴い、現在、令和7年度から9年度の3か年間、第13期福祉委員として荒井町で99名が新たに高砂市社会福祉協議会理事長から委嘱されて活動しています。



今回の研修会はその一環として、立教大学名誉教授の渋谷秀樹氏を講師にお招きし、「福祉」についてのお話をいただきました。憲法学がご専門で、これまでに様々な大学で教鞭をとられ、また、地方自治体等で委員をなされ、大阪府の「福祉のまちづくり条例」(平成4年10月)や東京都豊島区の「子どもの権利に関する条例」(平成18年3月)の作成への参画に力を発揮されました。また、「憲法への招待」(岩波新書)など憲法に関する多くの著書を出版されています。それらの経験を通して、今回、「福祉」について、日本国憲法の前文や条文を読み解く中で、話を進めていただきました。

私たちは、日常法律等を遵守しながら福祉活動を行っていますが、法律の条文を深く読む機会が少ないので、改めて憲法等に照らして顧みる貴重な機会になりました。講演の一部になりますが、ご紹介します。

○「憲法」について

憲法は国を治める政府の仕組みとその活動原則を定めるルール。一番大事な条文は「すべて国民は、個人として尊重される」(13条前段)。①対等に向かい合い(=平等)、②力で抑えつけず(=平和)、③相手の考え方を認める(=自由)ことが「尊重」。これが「福祉」の原点でもある。

※美濃部達吉先生も、新憲法への改正を「全体主義」から「個人主義」へと説明されている。



○「福祉」について

Q: 福祉という言葉の意味は？

A: 「（「祉」も、さいわいの意）①幸福。公的扶助による生活の安定、充足。自由之理（中村正直『自由之理』（1872年））「人民の——を増さんが為に」→社会福祉。②「（宗）消極的には生命の危急からの救い、積極的には生命の繁栄」（広辞苑）

Q: 憲法に記された「福祉」はどのような意味で使われているか？

A: 「福祉」は単独で使われてはいない。25条2項の「社会福祉（social welfare）」は、上記の①と同じ意味、12条・13条・22条1項・29条の「公共の福祉（public welfare）」は、憲法で保障された自由・権利の制限する根拠を包括する言葉として用いられている。

○狭義の「福祉」について

Q: 福祉=生活保護か？

A: 福祉は最低限の生活の保障の意味でイメージされるのは、憲法25条1項の影響による。しかし、この条文には「福祉」は登場しない。

Q: 憲法25条1項はどのように規定しているか？

A: 「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」

※この権利を「生存権」と現在は呼び、「経済的自立」ができない者に対する支援の意味で使われるようになる。

Q: 「人間の生存」、つまり人が生きることについて、近代以前は無関心であったのか？

A: 貧困者の救済政策は日本でもヨーロッパでも行われていたが、それは権利ではなく、あくまで恩恵として、またその目的は治安を維持するための手段として行われたという側面が大きい。

Q: 明治より前の日本の「福祉」の歴史は？

A: 日本では730年に光明皇后が施薬院を設置し貧しい病人に薬を施したとされる。また、江戸幕府が創設して大火や洪水、さらに飢饉の被災者を救済し、食を給し授産事業を行った御救小屋が知られる。2025年8月17日に放送されたNHK大河ドラマの『べらぼう』でも利根川の氾濫の被災者に対する御救小屋設置が登場する。

「一人ひとりが思いやり 心ふれあうぬくもりのまち」と福祉委員手帳の表紙に記載されています。私たちが活動するとき、「福祉」の2文字には、これまでの、また、これからの様々な思いが詰まっています。今回の研修会で得られた知識を現場の活動に生かしていきたいと思います。

気軽に福祉委員にお声掛けください！

身近に福祉の相談役として、『まずどこに相談したらいいんやろ？』と悩むことがあると思います。そんな時には、地域の福祉委員に気軽に声掛けください。

発行責任者 荒井地区支え合いづくり協議会 会長 福本隆文

事務局 社会福祉法人 高砂市社会福祉協議会地域福祉課 第2層生活支援コーディネーター（前田）

TEL 079-443-3725 FAX 079-443-0505